

令和5年度 島根県立出雲高等学校 一般入学者選抜 募集要項（一般選抜）

1 求める生徒像

- (1) 好奇心が旺盛で、基礎学力を有している生徒
- (2) 感性豊かで、誠実に他者と関わることのできる生徒
- (3) 進んで集団に貢献しようとする意欲のある生徒

2 選抜において重視する点

総合的な学力及び特別活動や部活動等の諸活動への取り組み状況

3 入学定員

普通科 240名（6学級） 理数科 40名（1学級）

ただし、普通科の地域外からの出願については、その合格者を普通科定員の5%以内とする。

4 募集定員

入学定員から、推薦選抜及びスポーツ特別選抜の合格内定者数を除いた数

5 出願

(1) 出願資格

次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者とする。

(ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(イ) 令和5年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

(2) 出願期間

令和5年1月30日（月）から2月2日（木）12時までとする。

持込みの場合；1月30日（月）、1月31日（火）、2月1日（水）は9時から17時まで
2月2日（木）は9時から12時まで

郵送の場合；2月2日（木）12時以降に届いたものについては、2月1日（水）までの消印があるものに限り受け付ける

(3) 普通科への転居等に係る出願前手続

保護者が出雲市外に居住しており、正当と認められる特別な理由がある場合に、**本校普通科へ出願する可能性がある者**は、転居等に係る地域認定願（様式第6号）を、次の期間内に本校校長へ提出すること。

令和5年1月19日（木）から1月25日（水）17時まで。（必着）

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、出願期間内に本校校長に提出しなければならない。

(ア) 入学願書（様式第1号により本校が作成した様式を用いる）

入学願書は黒又は青のペンで記入する。

第2志望学科を出願しない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。

志願者の氏名にある文字と各種調査報告書の入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。

なお、写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 受検料

学力検査料1,400円及び入学検定料800円、合計2,200円の島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

推薦選抜等で合格内定とならなかった場合は、改めて公立高等学校に出願することができる。その場合、推薦選抜等の受検校から交付された学力検査料納付済証明書を一一般選抜の入学願書裏面の所定欄にはり、入学検定料800円のみを納付する。

(エ) 地域内居住確認届 (様式第7号)

(保護者の居住地は地域内であるが、特別な事情により、保護者の居住地がある地域外の中学校等(国立・私立を除く)を卒業(又は卒業見込み)の者が志願する場合)

(オ) 島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第8号)及び添付書類

(保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合)

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、出願期間内に本校校長に提出しなければならない。

(ア) 個人調査報告書(様式第2号)

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表(様式第3号)

(ウ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿(様式第15号)(一般選抜用)

(エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ(暗号化され、CD-Rに保存したもの)

県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

(5) 県外居住者の出願

保護者が県外に居住し、下記のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第8号)に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して本校校長に提出する。この手続きを経て、本校校長の承認を受けた場合に限り、入学願書は受理される。

ア 保護者の転勤等による転住の場合

(ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料

(イ) 島根県内の居住地が分かる資料

イ 身元引受人により出願する場合

身元引受人を保護者と見なし、身元引受人の居住地に応じて「島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」Ⅰの4及び5に従うものとする。

(ア) 身元引受人の承諾証明書(様式自由)

(イ) 受検者又は保護者と身元引受人との関係を示す、民生児童委員の証明(様式自由)

又は、その他それを証明する資料(様式自由)

(ウ) 身元引受人の住民票

(6) 自己申告書の提出

(ア) 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書(様式第14号)を提出することができる。

自己申告書の本人の記入欄及び保護者の記入欄は、それぞれペン書きで直筆すること。

(イ) 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、出願期間内に本校校長へ提出しなければならない。

なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に本校の学校名及び志願する学科名、出身中学校等の学校名、本人氏名を記入すること。

(7) その他

(ア) 学力検査場について、特別措置を願い出る場合(隠岐郡から本校を志願する場合は、入学願書(様式第1号)右部の受検票の検査場名(※印)欄に最寄りの検査場名を朱書すること。

(イ) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

6 志願変更

(1) 出願状況の発表

令和5年2月3日(金)の14時に、県教育委員会がホームページで出願者の状況を発表する。

また、志願変更後の出願者の状況を、2月17日(金)の14時に、県教育委員会の同ホームページで発表する。

(2) 志願変更

出願をした者が希望する場合には、1回に限り、同一学校又は他の学校の課程、学科に志願変更することができる。

ただし、第1志望が変わらない変更は認めない。

(3) 志願変更受付期間

ア 出願先高等学校への提出期間は令和5年2月9日(木)から2月13日(月)17時までとする。持込みによる提出のみとし、郵送による提出は認めない。(受付時間は3日間とも9時から17時まで)

なお、隠岐郡から志願した者については、郵送による提出とし、2月10日(金)までの消印があるものに限り受けつける。また、簡易書留速達に限る。なお、出身中学校長等から出願先高等学校長及び志願変更先高等学校長へ電話にて一報を入れること。

イ 志願変更先高等学校への提出期間は令和5年2月14日(火)から2月15日(水)17時までとする。ただし、郵送による場合は、簡易書留速達に限る。

持込みの場合；2月14日（火），2月15日（水）の9時から17時まで

郵送の場合；2月15日（水）17時以降に届いたものについては，2月14日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。なお，郵送の場合は，出身中学校長等から志願変更先高等学校長へ電話にて一報を入れること。

(4) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は，次に掲げるものを，出身中学校等の校長を経由して，志願変更受付期間内に出願先の高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願変更届（様式第10号）

入学志願変更証明書（様式第10号-2）にも必要事項を記載し，切り取らずに提出すること。

(イ) 志願変更先高等学校の入学願書（様式第1号により志願変更先の高等学校で作成された様式）
書き方等は，5の(4)のアの(ア)及び(イ)に準ずる。（受検票の部分に写真をはりつけること。）
本校の他の学科へ志願変更する場合も提出すること。

イ 入学志願変更証明書を交付された者は，次に掲げるものを，出身中学校等の校長を経由して，所定の期間中に志願変更先の高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 出願先高等学校長から交付された入学志願変更証明書

(イ) 志願変更先高等学校の入学願書（アの(イ)により提出し，出願先高等学校で収入済みの収納印を受けたもの）

(ウ) その他，志願変更先高等学校への出願に必要なもの

ウ 出身中学校等の校長は，入学願書等に次の書類等を添付し，所定の期間中に志願変更先の高等学校長に提出しなければならない。

(ア) 個人調査報告書（様式第2号）

(イ) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第15号）（志願変更用）（志願変更により新たに出願する者のみ記載し，提出する。）

(ウ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第3号）（当該中学校等から新規に出願をする場合のみ提出）

(エ) (ア)及び(イ)の電子データ（暗号化され，CD-Rに保存したもの）

県外中学校等から出願する際は，(エ)の電子データの提出は不要である。

エ その他

(ア) 志願変更手続においていったん受理した入学願書，添付書類等及び受検料は返還しない。

(イ) いったん入学志願変更届を提出した者は，志願変更を取りやめることはできない。また，所定の期間内に志願変更手続きを完了しなかったときは，一般選抜を辞退したものとみなす。その場合，出身中学校等の校長は，出願していた高等学校の校長へ受検辞退届（様式第13号）を提出すること。

(ウ) 県外居住者の出願，自己申告書の提出については，「5の(5)及び(6)」に準ずる。

(エ) 志願変更に係る書類等を出身中学校等の教員に直接交付又は返付する場合は，委任状（様式第18号）の提出を求める。

7 特別入学志願許可の取扱い

(1) 県外居住者で，保護者の転勤又は転住によって，島根県の公立高等学校への出願期限を過ぎて出願するときは，県教育委員会（教育指導課）に願い出，公立高等学校特別入学志願許可書（様式第12号）によって許可を受けた者に限り出願することができる。その場合には公立高等学校特別入学志願許可書を入学願書に添付しなければならない。

(2) 県内居住者で，出願期間を過ぎてからの保護者の転勤等による転住にともない，地域の変更による志願変更が生じた場合は，上記(1)の手続によるものとする。

※上記(1)及び(2)の取扱い期間は，2月6日（月）～2月15日（水）17時までとする。

8 受検辞退届の提出

出願した後，何らかの事由で受検を辞退する場合は，出身中学校等の校長は後述する所定の期間中に本校校長に受検辞退届（様式第13号）を提出すること。志願変更をした者が受検を辞退する場合には，志願変更先の高等学校長へ受検辞退届を提出すること。

ただし，複数の学科へ順位をつけて出願している場合，一部の学科のみを辞退することはできない。

受付期間；原則として，2月16日（木）から2月24日（金）までとする。

その後は，判明後すみやかに提出する。

9 学力検査及び選抜

(1) 実施期日及び教科とその配点

3月7日（火）	受付	諸注意・入場	国語	数学
	8:30～8:50	8:50～9:15	9:20～10:10	10:30～11:20

	社会	昼食	英語	理科
	11:40~12:30		13:20~14:10	14:30~15:20

配点は、各教科とも50点満点とする。

(注意) ①受検を取り止めた場合、又は当日受検できなくなった場合は、直ちに出身中学校等の校長は、理由を付して届け出ること。

②学校以外を受検会場とすることなどが生じた場合には、中学校等を通じて志願者に連絡するとともに、学校ホームページでも周知する。

(2) 選抜方法

(ア) 出身中学校等の校長から提出された個人調査報告書、学力検査成績等に基づいて高等学校教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜する。

(イ) 個人調査報告書と学力検査の比率は40:60とする。

10 追検査

(1) 受検資格

一般入学者選抜検査（以下「本検査」という）当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず学力検査を欠席した者のうち、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者。ただし、学力検査の一部でも受検した者は除く。

(ア) 学校保健安全法施行規則第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者

(イ) 検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者

(2) 出願手続

出身中学校等の校長は、次の手続を行う。

(ア) 追検査の出願資格に該当し又は該当する可能性があり、追検査の受検を希望する者がいる場合、ただちに出願先高等学校長及び県教育委員会へ電話で連絡する。ただし、検査場特措を願い出た者については、学力検査場となった高等学校長にも連絡すること。

(イ) 出身中学校等の校長は、以下のものを、3月8日（水）午前10時までに出願先高等学校長に提出する。ただし、検査場特措を願い出た場合は、学力検査場となった高等学校長にも提出すること。

- ・追検査受検願（様式第25号） 1部
- ・証明書類（本検査当日の医師の診断書等） 1部
- ・追検査受検者名簿（様式第26号） 3部

(3) 実施期日及び検査内容

令和5年3月13日（月）の1日のみとし、学力検査の実施教科及び実施順序並びに検査時間は本検査と同じとする。

(4) 学力検査場

追検査の学力検査場は、島根県教育委員会が定める。

11 合格発表

令和5年3月16日（木）10時とする。ただし、郵送の場合は当日中に投函する。

また、当日、本校のホームページにおいても発表する。

12 注意事項

(1) 今後の新型コロナウイルス感染症等の状況によっては、方針等を変更する場合がある。

(2) 入学の意思表示

令和5年3月27日（月）の入学予定者の登校日に「入学確約書」（合格通知書に同封した書類）を提出して入学の意思を表示すること。意思表示がない場合は合格を取り消すことがある。

(3) 入学予定者の登校日

令和5年3月27日（月）

入学予定者は保護者同伴で登校すること。入学式、選択科目、生徒心得、服装、学習の心構え等の説明・注意を行う。

合格通知にあわせて配布する「入学のてびき」に指示したものを、持参して登校すること。

やむを得ず本人が欠席する場合は、出身中学校等または保護者を通じて、あらかじめ欠席の理由を届け出ること（電話での届出可）。その場合も保護者は出席すること。

13 口頭による開示請求

受検者は、次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。

(1) 口頭による開示請求を行うことができる個人情報、令和5年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査における教科別得点及び合計得点である。

(2) 口頭による開示請求を行うことができる者は、受検者本人のみとし、法定代理人は認めない。

- (3) 口頭による開示請求を行うことができる期間は、令和5年4月3日（月）から4月28日（金）までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。
- (4) 本人確認のため、受検票の提示を必要とする。

14 入学者選抜に関する照会先

出雲市今市町1,800番地（郵便番号693-0001） 出雲高等学校 教務部入試担当（TEL 0853-21-0008）